

国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨

国民宿舎サンレイク草木(以下「サンレイク」という。)は、みどり市北部の東町に位置し、草木ダム造成によってつくられた草木湖畔に建つ豊かな自然に囲まれた安らぎの宿として、コロナ禍以前は年間利用者数約4万人と関東圏内を中心に多くの方々に利用され、本市における観光拠点の一役を担ってきました。

本業務は、みどり市東町の更なる活性化を図るため、東町草木湖周辺地域の再生を目指したサンレイクの改修又は建替による基本計画を策定するとともに、施設の管理・運営方法について、民間のノウハウ等を十分に活用できることを視野に入れ、検討を行うものとします。

2. 事業概要

(1) 業務名

国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務委託

(2) 対象施設の概要

サンレイクの営業形態は、昭和56年の開館当初から平成17年度まではの間は桐生市外六カ町村広域振興圏組合による公営企業として運営、平成18年度から平成22年度までは市直営、平成23年度から現在に至るまでの間は指定管理者制度による運営となっています。

所在地	群馬県みどり市東町草木1654番地1		
既存施設の 概要	施設名	整備年度	面積
	サンレイク草木		
	旧館	昭和56年	3,678.32 m <sup>2</sup>
	新館	平成元年	
	大浴場	昭和61年	
	露天風呂	平成12年	
	バーベキューハウス	平成9年	9,274 m <sup>2</sup>
グラウンドゴルフ場	平成15年		

### (3) 対象用地の概要

所在地	地番	面積	地目	現況
群馬県みどり 市東町草木	1 6 5 4 - 1 外	9,637 m <sup>2</sup>	山林	宿泊施設・第1駐車場
	1 6 5 3 - 1 外	6,987 m <sup>2</sup>	山林	第2駐車場
	1 4 2 8 - 1 外	9,274 m <sup>2</sup>	山林	グラウンドゴルフ場・ バーベキューハウス
計		25,898 m <sup>2</sup>		

### (4) 位置図等

別紙のとおり

### (5) 業務内容

別紙「国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務仕様書」のとおり

### (6) 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月24日（金）まで

### (7) 基本計画策定後の想定スケジュール

令和5年度 基本設計・実施設計・現施設解体設計

令和6年度 解体工事・建設工事着手

令和7年度 建設工事継続・開館準備

令和8年度 開館

## 3. 予算上限額

金4,500,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4. 公募の概要

本業務の受託者は、公募型プロポーザル方式により決定します。

提案内容については、別紙「国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおり

## 5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定及び同条第2項の規定に基づくみどり市の入札参加制限に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に

基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 公告日から契約締結日までの間に、指名停止又は指名除外等の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 宿泊施設・公園・観光レジャー施設・その他公共施設の新築・改修計画等に関する業務実績を有していること。

## 6. 参加表明書提出期限

(1) 提出期限：令和4年11月30日(水) 午後5時必着

(2) 提出先：「16. 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法：持参、郵送又は電子メール

※電子メール送信後に確認の電話を入れてください。

※持参による提出の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

※郵送による提出の場合は、封筒に朱書きで「国民宿舎サンレイク草木再建基本計画策定業務プロポーザル参加表明書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとしてください。

(4) 提出書類：提出書類は、次に掲げるものとします。

ア 国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務プロポーザル参加表明書  
(様式第1号)

イ 機密保持誓約書(様式第2号)

ウ 納税証明書の写し

※本店の所在地(みどり市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地)における証明年月日が公告日以降の市区町村税の未納のないことを証明するもの

(5) 参加資格確認結果通知

参加表明書を提出したものについて参加資格審査を行い、資格要件の有無について当該事業者に書面で通知します。

## 7. 現地見学会

本業務への参加希望者に対し、現地見学会を次のとおり実施します。

なお、実施要領等は各自持参することとし、質問・意見等は受け付けません。

(1) 受付期間：令和4年12月2日(金) 午後5時まで

(2) 受付方法：電子メール又は電話

(3) 提出先：「16. 担当部署」に同じ。

(4) 実施日：令和4年12月6日(火)又は7日(水)

(5) 実施方法

対面による見学会の実施を基本としますが、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、オンライン(動画配信等含む。)開催も検討します。

(6) 留意事項

ア 見学会への参加の有無については、審査対象とはしません。

イ 参加者の所在地から現地までの移動手段等は各自で対応してください。

ウ 原則として雨天決行とします。

エ 見学会は報道機関等が取材する場合があります。

## 8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和4年12月12日(月) 午後5時必着

(2) 提出先：「16. 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法：質問書(任意様式)を電子メールにより提出してください。

※電子メールの件名は「サンレイク草木プロポーザル質問書」としてください。

※電子メール送信後に確認の電話を入れてください。

(4) 回答日：令和4年12月16日(金)

(5) 回答方法：提出された質問は、参加申込者全員に電子メールにより回答します。

## 9. 提案書等の作成及び提出

### (1) 提案書

提案内容は、別紙「国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル仕様書」に基づき、下記(2)の書類を提出すること。

### (2) 提出書類等

ア 企画提案書(任意様式)

イ 業務委託費内訳書(任意様式)

ウ 業務体制表(任意様式)

エ 業務工程表(任意様式)

オ 業務実績書(任意様式)※「5 参加資格要件(6)」に該当する業務実績を記載

カ その他必要に応じて補足説明資料

### (3) 提出部数

提出書類	部数
アからカまでを左上で綴ったもの	1部
電子データ(PDF形式)一式 ※CD-Rで提出すること。	一式

### (4) 提出期限等

ア 提出期限：令和5年1月16日(月)午後5時

イ 提出場所：「16. 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送

※ 持参による提出の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

※ 郵送による提出の場合は、梱包した外側に朱書きで「国民宿舎サンレイク草木再生基本計画策定業務プロポーザル企画提案書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法としてください。

## 10. 審査方法等

### (1) 審査方法

参加者が提出した企画提案書について、審査委員会でプレゼンテーションを実施します。

### (2) 審査日：令和5年1月20日（金）予定

### (3) 会 場：会場等は、別途連絡する。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインで開催する場合があります。

### (4) 審 査：別紙「評価基準」に基づき審査を行います。

## 11. 選定並びに審査結果の通知及び公表

(1) 審査委員会において評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とします。

※審査の結果、総得点が同点だった場合は、業務委託費内訳書の金額の低い提案者を上位の契約候補者とします。

(2) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、みどり市ホームページに掲載します。

- ・審査結果の通知及び公表 令和5年1月24日（火）
- ・公表事項(契約候補者)

## 12. 契約者の決定方法

(1) 「11. 選定並びに審査結果の通知及び公表」において特定した契約候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結します。

(2) 契約は、プロポーザルの内容・価格等に準拠して、締結されるものとします。

(3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴します。

## 13. 著作権及び提出書類等の取扱い

提出された企画提案書は、提案者に帰属するものとします。なお、第三者に帰属する著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとします。

#### 14. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に業務委託費内訳書の合計金額に訂正を行った場合
- (4) ヒアリング等に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
- (6) 業務委託費内訳書の金額が、「3. 予算上限額」を超過した場合
- (7) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

#### 15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担としてください。
- (5) 参加表明書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- (6) 本事業において知り得たみどり市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄してください。
- (7) 公募の関係者に対しては、接触を禁止します。

#### 16. 担当部署（提出及び問合せ先）

- (1) 所在                   〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511
- (2) 担当者               みどり市産業観光部観光課観光係 須永昌記
- (3) 電話                   0277-76-1270（観光課直通）
- (4) 電子メール        [kanko@city.midori.gunma.jp](mailto:kanko@city.midori.gunma.jp)

## サンレイク草木再生基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル評価基準

本業務の公募型プロポーザルに係る評価基準については、以下のとおりとする。

評価項目 (得点配分)	主な評価基準
企画の概要 (50点)	業務目的を理解した提案となっているか。
	業務の全体構想が明確に示されているか。
	独自性のある提案となっているか。
利活用、活性化の提案 (30点)	草木湖周辺地域の再生計画が明確に提案されているか。
	提案内容に実現性があるか。
実施体制 (15点)	円滑に業務を遂行できる体制となっているか。
	業務工程表は適正か。
	類似業務の受注実績は十分あるか。
業務委託費内訳書の金額 (5点)	上限額より低い金額となっているか。 ※本市配点基準による

別紙

①位置図



## ②土地状況図



凡 例	
市有地	
市有地以外	
現施設 使用範囲	

